

## デイサービスももその 重要事項説明書

当事業所は契約者(利用者)に対して指定介護予防通所介護サービス及び指定通所介護サービス(以下サービスという)を提供します。事業所の概要・提供されるサービス内容及び契約上ご注意いただきたいことを説明します。

### I、経営法人の概要

- (1)法人名 社会福祉法人やまなし勤労者福祉会
- (2)所在地 山梨県甲府市若松町6-35
- (3)電話番号 055-223-8100
- (4)代表者氏名 理事長 平田 理
- (5)設立年月日 平成17年3月25日

### II、事業所の概要

- (1)事業所の種類 指定介護予防通所介護事業所及び指定通所介護事業所
- (2)事業の目的 利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。
- (3)事業所の名称 デイサービスももその
- (4)所在地 山梨県南アルプス市桃園379
- (5)電話番号 055-280-1133 FAX 055-280-1134
- (6)管理者氏名 原 啓太
- (7)事業所の運営方針 社会福祉法の基本理念に則り、利用者の人権・人間性を尊重することを基本理念とし、利用者及び家族のニーズを的確に把握し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めることを基本方針とします。
- (8)開設年月日 平成23年10月1日
- (9)利用定員 1単位45人(月曜日～土曜日)  
2単位10人(日曜日)

### III、事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の実施地域 南アルプス市内(旧芦安村は除く)
- (2)営業日及び営業時間

営業日	毎週月曜日～日曜日 (ただし、1月1日～1月3日は休業)
営業時間	午前8時30分～午後5時30分 (サービス提供時間午前9時30分～午後4時40分)

### IV、職員の配置状況

職種	人員		
管理者	1名		
生活相談員	2名以上		
介護職員	6名以上		
看護職員	2名以上		
機能訓練指導員	1名 以上		

### V、当事業所が提供するサービスと利用料金

#### 1、介護保険の給付対象となるサービス

##### (1)サービスの概要

- ①送迎 ②入浴 ③機能訓練

##### (2)サービス利用料金 別紙利用料金表による

2、介護保険の給付対象とならないサービス(別紙料金表によりご契約者様の負担となります)

① 昼食代 650円(おやつ含む)

② その他個別レクリエーション費、行事代、おむつ代、バスタオル代、フェイスタオル代は必要時実費となります

3、利用料金のお支払い:当事業所が指定する方法によりお支払いください。

4、利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に通所介護サービスの利用を中止又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。

## VI、事故発生時の対応

指定通所介護サービスを利用中に事故が発生したときは、次のとおりの対応をします。

①速やかにご家族等に報告するとともに必要に応じて主治医等に連絡し、指示を受けます。

②必要に応じて保険者である市町村及び居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員に連絡します。

③事業所の責に帰すべき事由により、事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

④事故が発生したときは、その原因を解明し、スタッフ会議等において再発防止策を検討する等、再発防止に取り組みます。

## VII、非常災害対策・対応

①当事業所では別に定める「消防計画」に則り、非常災害時の対応を行います。又、自動火災警報装置等消防関係法令に定められた設備を設置しており、カーテン等は防災性能のあるものを使用しています。

②災害発生時は、関係機関からの情報や被害状況を把握し安全を確認した上で、業務を行います。ただし、その災害の規模や被害状況により、通常の業務を行わない場合があります。また、気象庁からの地震情報、災害情報及び予知情報等の発令の段階で、地域内での活動が危険と判断した場合は、業務を行わない場合があります。災害の状況によっては、利用者や職員を帰宅または避難させることがあります。

## VIII、苦情の受け付けについて

(1)当事業所におけるサービスについての苦情や疑問あるいは相談等がありましたら、下記の窓口において受け付けています。お気軽に申し出てください。

○受付窓口(担当者) 原 啓太

(2)次の機関でも相談・苦情受け付けを行っています。受付時間等は直接お尋ねください。

南アルプス市 保健福祉部介護福祉課	所在地 南アルプス市小笠原376 電 話(055-282-6179)FAX(055-282-6189)
山梨県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情処理担当)	所在地 甲府市蓬沢1-15-35 電 話(055-233-9201)FAX(055-233-1204)

## IX、実習生、研修生等の受け入れ

実習生、研修生、ボランティア等の受け入れを行っています。期間中知りえた情報は、終了後も秘密保持いたします。

年 月 日

サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスももその 説明者 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者(契約者) 住 所 印  
氏 名

上記家族代表 住 所 印  
氏 名

※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。